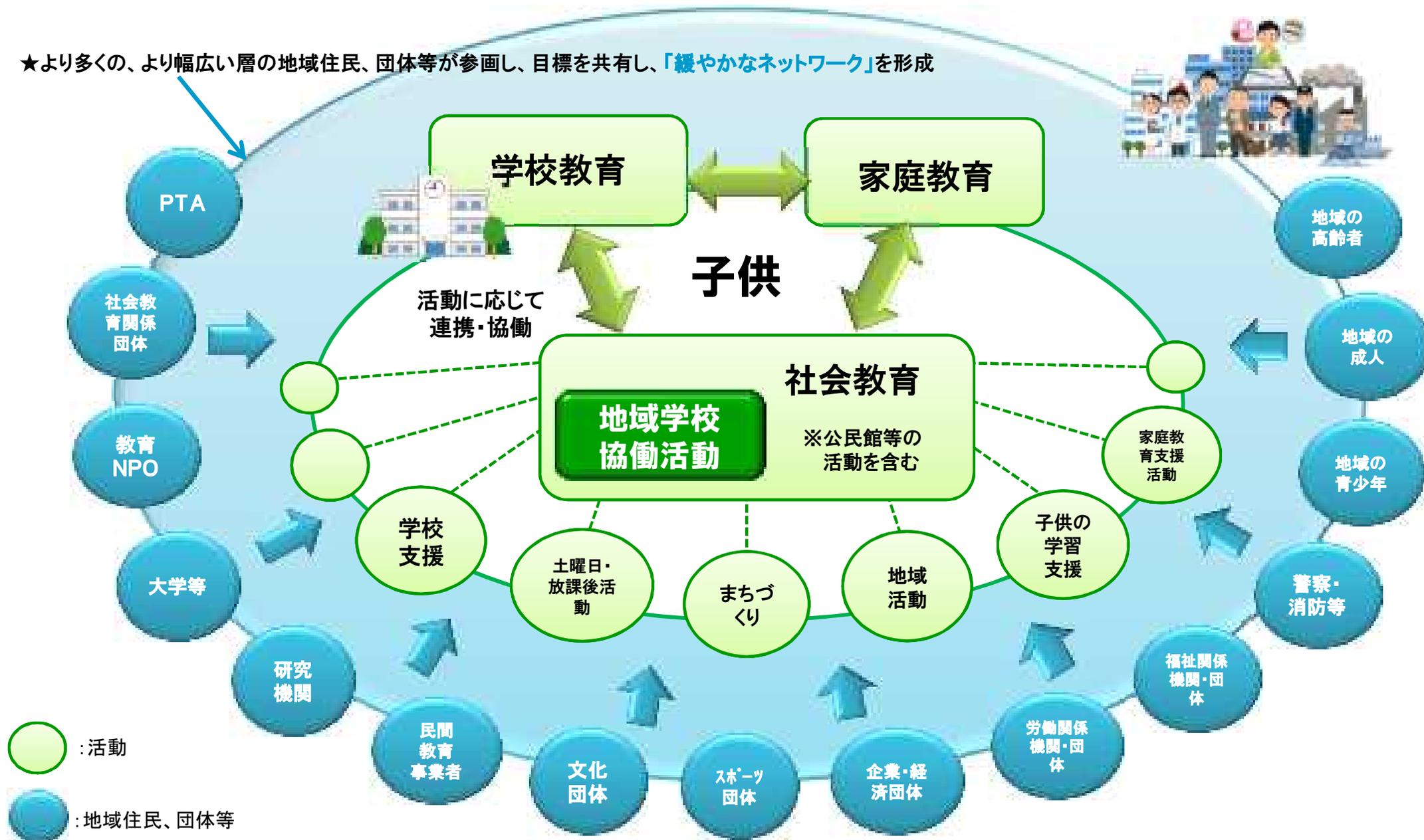


中学校部会における議論 関連資料②

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成



教育課程外の学校教育活動や地域主体の教育活動と、教育課程との関係

Point 1

「社会に開かれた教育課程」の視点から、授業での学びと教育課程外の多様な教育活動とを関連付けることにより、生徒が、多様な分野の学びや社会とのつながり、キャリア形成の可能性に触れながら、自分の興味・関心を深く追究する機会を実現し、人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を育成する。

学校教育が主体となった学校教育活動

地域が主体となつて行う教育的活動

相互に
連携・協働

教育課程内の
学校教育活動

教育課程外の
学校教育活動

部活動

総合型地域スポーツクラブ

文化芸術体験

インターンシップ・就業体験

保育・介護体験

ボランティア活動

社会教育団体での活動

個に応じた学習

Point 2

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかという教育目標を共有しながら、学校と地域がそれぞれの役割を認識した上で、共有した目標に向かって、共に活動する協働関係を築き、教育活動を充実する。

Point 3

教育課程内外の活動が相乗効果を持って生徒の資質・能力の育成に資するものとなるよう、教育課程外の活動についても、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を共に目指すものとする。生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な学習成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものにならないよう、その実施形態や活動時間の適切な設定など、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

学校教育目標と、それに基づき育成すべき資質・能力の設定

（子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき設定）

- ◆学校教育目標と、それに基づき育成すべき資質・能力を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成
- ◆教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせて実施

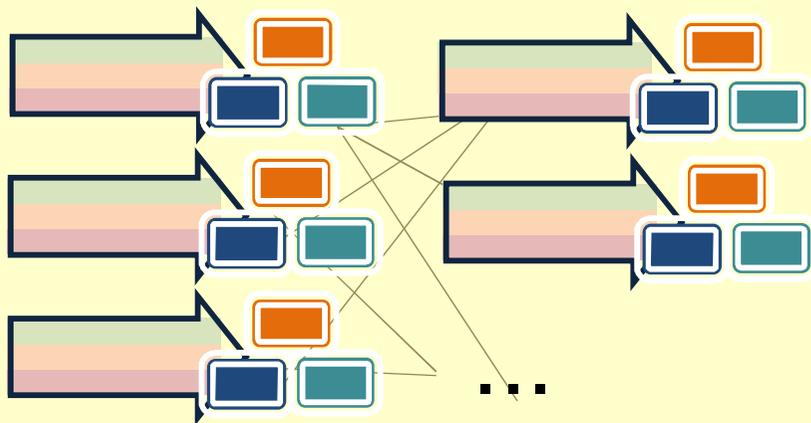
- ◆実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえつつ、教育課程を評価し改善

家庭・地域等

- ◆学校教育目標や育成すべき資質・能力を家庭・地域等とも共有

各教科

- ◆各教科の特質に応じ育まれる元方や考え方を働かせた学びを通じて、教科相互の関連性を視野に入れながら、資質・能力を育成



総合的な学習の時間

- ◆学校が育成すべき資質・能力を踏まえて教育目標を設定（学校教育目標と直接的につながる）
- ◆各教科の見方や考え方を総合的に活用し、自ら問いを見出し探究することを通じて資質・能力を育成

特別活動

- ◆学習の基盤となる学校生活や生活の基盤づくりと、自分の生活やキャリアに学びをどう生かすかという振り返り
- ◆各教科の見方や考え方を総合的に活用し、望ましい集団活動を通じて資質・能力を育成

- ◆教育課程の実施にあたり連携・協働

（関連の制度）

- ・学校運営協議会
- ・学校関係者評価
- ・学校評議員

- ・地域学校協働本部
- ・学校支援地域本部

特別の教科 道徳

- ◆よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる
- ◆各教科等で育成する人間性の基盤となる

- ◆教育課程外の教育活動の実施にあたり連携・協働

- ◆学校教育以外の多様な教育活動の機会を提供

教育課程外の教育活動

- ◆関連する教科等の見方や考え方を働かせた学びを促進するなど、教育課程との関連を図る

家庭や地域社会との連携について（学習指導要領の位置づけ）

中学校学習指導要領（平成20年3月告示） 総則編 解説

14 家庭や地域社会との連携（第1章第4の2(14)）

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。

中学校教育において教育基本法には、第13条において「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」と規定されている。また、学校教育法には、「中学校は、当該中学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該中学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」との規定が置かれた（同法第49条で中学校に準用される第43条）。このように、学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

そのためには、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である。また、各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて家庭や地域の人々に説明し理解や協力を求めたり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握し、自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。その際、家庭や地域社会が担うべきものや担った方がよいものは家庭や地域社会が担うように促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。さらに、家庭や地域社会における生徒の生活の在り方が学校教育にも大きな影響を与えていることを考慮し、休業日も含め学校施設の開放、地域の人々や生徒向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)(抜粋)

2. 学校と地域の連携・協働の必要性

(学校と地域の「パートナーとしての連携・協働関係」への発展)

こうした観点を踏まえ、今後、学校や地域が抱える様々な課題に社会総掛かりで対応するには、学校と地域の関係を、新たな関係として、相互補完的に連携・協働していくものに発展させていくことが必要である。すなわち、学校と地域は、お互いの役割を認識しつつ、共有した目標に向かって、対等な立場の下で共に活動する協働関係を築くことが重要であり、パートナーとして相互に連携・協働していくことを通じて、社会総掛かりでの教育の実現を図っていくことが必要である。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(平成27年12月 中央教育審議会答申より)

部活動の学習指導要領上の位置付けについて

中学校学習指導要領(平成20年3月告示) 総則編 解説

13 部活動の意義と留意点等(第1章第4の2(13))

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

中学校教育において大きな役割を果たしている「部活動」については、前回の改訂により、中学校学習指導要領の中でクラブ活動との関連で言及がなされていた記述がなくなっていた。これについて、平成20年1月の中央教育審議会の答申においては、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」との指摘がなされたところである。

本項は、この指摘を踏まえ、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、①スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義、

②部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにするとの留意点、③地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うとの配慮事項、をそれぞれ規定したものである。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループにおける主な意見等

- 運動部活動を学校教育の一環として位置づけるということは重要。異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど教育的意義が高い。
- ワークライフバランスを犠牲にして部活動に関わっている教員も多数いる。部活動は、教員にとって大きな負担となっていることに留意すべき。
- 教育課程外の活動として、教員と生徒と一緒に活動すること自体が大きな意義。学校の教育活動の一環として外部指導者等の協力を得ながら質の高い活動ができるような取組が求められる。
- チームとしての学校の在り方に関する答申がされたところであり、学校内はもとより学校外の資源も適切に活用した協力体制のもとに充実した取組がなされることが期待される。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動といった視点は引き続き重要。活動の形態については、複数種目、シーズン制及び生徒のニーズに応じた活動などについて一層充実させていく必要がある。
- 競技に偏った指導ではなく、生涯を通して運動を継続できるようなねらいを持つという視点も重要。
- 部活動も大切な教育活動だが、やはり授業が一番大事。部活動を一所懸命やり過ぎて、授業の質が落ちてしまうのはよくない。部活動は、外部の方にもお手伝いいただけるような仕組みをつくっていくことが今後重要になる。

各教科等の見方・考え方(案)(調整中)(平成28年6月3日時点)

幼児教育	幼児が身近な環境に主体的に関わり、心動かされる体験の中で、環境とのふさわしい関わり方に気付き、そうした関わり方を身に付け生活を意味あるものと捉えようとして、諸感覚を働かせながら、試行錯誤したり、思いを巡らしたりすること
国語科	創造的思考とそれを支える論理的思考の側面、感性・情緒の側面、他者とのコミュニケーションの側面から言葉の働きを捉え、理解したり表現したりしながら自分の思いや考えを深めること
外国語科	外国語やその背景にある文化を尊重し、社会や他者との関わりからの側面から言語を捉え、目的・場面・状況等に応じて、外国語で情報や考えなどを形成・整理・再構築し、それらを活用して、外国語を話したり書いたりして適切に表現し伝え合うために考えること
社会科、地理歴史科、公民科	<p>(社会的事象の歴史的な見方・考え方) 時期、推移や変化などに着目して社会的事象を見出したり、比較して共通性や相違点などを明確にしたりして、因果など事象相互の関連性に留意すること</p> <p>(社会的事象の地理的な見方・考え方) 時間距離や中心性など位置や空間的な広がりとの関わりに着目して社会的事象を見出し、環境条件や他地域との結び付きなど地域等の枠組みの中で人間の営みと関連付けること</p> <p>(人間と社会の在り方についての見方・考え方) 人間と社会の在り方を捉える概念的枠組みに着目して課題を見出し、それらの解決に向けて民主主義、自由・権利と責任・義務など選択・判断するための手掛かりとなる考え方と関連付けること</p>
算数科、数学科	事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること
理科	自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなど、科学的に探究する方法を用いて、多面的に考えること
音楽科、芸術科(音楽) ※高等学校音楽科の例を記載	感性を働かせて、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で音楽を深く捉え、音楽的な特徴と音楽によって喚起されるイメージや感情、芸術としての音楽とその文化的・歴史的背景などとの関わりについて考えること

<p>図画工作科、美術科、芸術科目 (美術、工芸) ※高等学校美術科の例を記載</p>	<p>感性や美的感覚、想像力を働かせて、形や色彩などの造形的な視点で、対象のイメージや自己の内面、他者、社会、文化などを深く捉え、心豊かに生きることと芸術としての美術の関わりについて創造的に考えること</p>
<p>芸術科(書道)</p>	<p>感性を働かせて、書を構成する要素やその関連から生み出される働きの視点で芸術としての書を深く捉え、文字と書の伝統と文化、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの多様な関わりの中で、書の特質に即して考えること</p>
<p>家庭科、技術家庭科</p>	<p>(家庭・家庭分野) 家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係わる生活事象について、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点から解決すべき問題を捉え、よりよい生活の実現に向けて考察すること</p> <p>(技術分野) 材料、生物、エネルギーや情報の特性といった科学的な原理・法則に着目するとともに、問題を見出し、解決するに当たり、倫理観をもち、安全性、社会からの要求、環境負荷、費用等の様々な条件を踏まえつつ、材料の生成・成形、エネルギーの変換・伝達、生物の育成環境、情報の処理手順等を最適なものとなるよう考察すること</p>
<p>情報科</p>	<p>事象を情報とその結び付きとして捉え、問題の発見・解決に向けた情報技術を適切かつ効果的に活用(プログラミング、モデル化とシミュレーション、情報デザイン等)について考えること</p>
<p>体育科、保健体育科</p>	<p>(体育) 運動やスポーツについて、その意義や特性に着目して、楽しさや喜びを見出すとともに体力の向上に果たす役割を捉え、公正、協力、責任、参画、共生、健康・安全といった視点を踏まえながら、自己の適性等に応じて「する・みる・支える・知る」等の多様な関わり方について考えること</p> <p>(保健) 健康や安全の視点から情報を捉え、心身の健康の保持増進や回復、それを支える環境づくりを目指して、疾病等のリスクを減らしたり、生活の質を高めたりすることについて考えること</p>
<p>生活科</p>	<p>身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、比較、分類、関連付け、工夫、試行、予測することなどを通して自分自身や自分の生活について考えること</p>
<p>総合的な学習の時間 ※高等学校の例を記載</p>	<p>各教科等の特質に応じて育まれる見方・考え方を総合的・統合的に活用して、広範かつ複雑な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の複雑な文脈の中で物事を考えたり、自分自身の在り方生き方と関連付けて内省的に考えたりすること</p>

(参考資料)

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (H27.12 中央教育審議会答申)のポイント

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

<教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性>

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

<これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿>

地域とともにある学校への転換

- 開かれた学校から一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。

子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

<これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方>

(コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

- ◆ 学校運営協議会の目的として、**学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割**を明確化する必要。
- ◆ **現行の学校運営協議会の機能**（校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見）**は引き続き備えること**とした上で、**教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組み**を検討。
- ◆ 学校運営協議会において、**学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組み**とする必要。
- ◆ 校長のリーダーシップの発揮の観点から、**学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組み**とする必要。
- ◆ 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、**複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組み**とする必要。

(制度的位置付けに関する検討)

- ◆ 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、**地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立**される。
- ◆ このため、**全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべき**であり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、**教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付け**を検討。

<コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

- ◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、**財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要**。
 - 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
 - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
 - 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
 - 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
 - コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
 - 幅広い普及・啓発の推進
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など

第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

<地域における学校との協働体制の今後の方向性> 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆地域と学校がパートナーとして、**共に子供を育て、共に地域を創る**という理念に立ち、**地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくる**ことが必要。
- ◆地域と学校が**連携・協働**して、**地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動**を「地域学校協働活動」として**積極的に推進**することが必要。
- ◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から「**連携・協働**」、個別の活動から「**総合化・ネットワーク化**」を目指す**新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展**させていくことが必要。
- ◆地域学校協働本部には、①**コーディネート機能**、②**多様な活動**（より多くの地域住民の参画）、③**持続的な活動の3要素が必須**。

地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す

- ◆都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、**地域学校協働活動を積極的に推進**。国はそれを総合的に支援。
- ◆地域住民や学校との連絡調整を行う「**地域コーディネーター**」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「**統括的なコーディネーター**」の**配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）が必要**。

<地域学校協働活動の総合的な推進方策>

- ◆国：全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、**制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要**。
 - 地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
 - 各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援
 - 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援 等
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進 等
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実 等

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

- ◆コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が**相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要**であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。

これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方(イメージ)

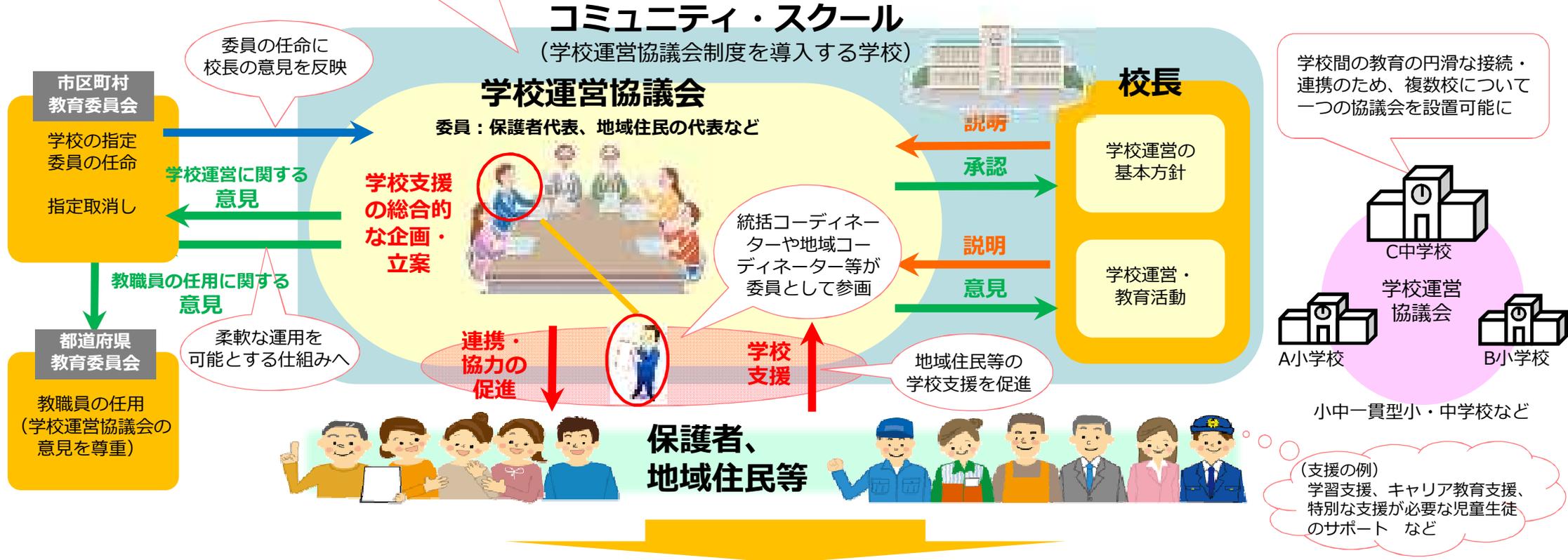
- 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、地域住民等の参画・協力が必要。
- このため、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『**地域とともにある学校**』へと転換。
- 学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する**観点から、コミュニティ・スクールを一層推進。

基本的な
方向性

- 学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化
- 現行の機能は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討
- 学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組みに
- 校長のリーダーシップ発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みに
- 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みに

<見直しのイメージ>

学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化



制度的
位置付け

- 全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを目指す**べきであり、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、**教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。**

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

制度の概要

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度の導入（H16）により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。

これにより、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図る。

<学校運営協議会の主な役割>

（対象：公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五）

- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を出すことができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を出すことができること
（教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用する）

<コミュニティ・スクールのイメージ>



コミュニティ・スクールの拡大・充実の姿(イメージ)

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展する主なメリット

- ・事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ・学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ・学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ・基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ・学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

地域が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築へ

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会制度を導入する学校)

より魅力的な仕組みへと
制度の在り方を見直し

2,389校
(平成27年4月1日)

自治体類似の仕組み (〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について
協議し意見を述べる会議体*

※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体（任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む。）

◆コミュニティ・スクールへの過渡的な
段階 (コミュニティ・スクール化) の
姿として捉えて推進

◆学校と地域の協働関係・信頼関係の
土台となる大切な取組

学校関係者評価委員会

全公立学校の約94%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

学校評議員制度

全公立学校の約80%で実施

学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校支援等の取組

公立小中学校の約59%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

学校・教育委員会が主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要
学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(平成27年度予算額 5,079百万円)
平成28年度予定額 5,246百万円

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく様々な活動を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援活動（学校支援地域本部）、地域未来塾、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの取組を通じて社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、中学生・高校生等を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を充実させる。また、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室を計画的に整備し、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。

～地域学校協働活動の推進～

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を様々な活動を通じて総合的に推進

統括コーディネーター（市町村レベル）
※未実施地域における取組実施を推進
※地域コーディネーターの資質や取組の質の向上

地域学校協働本部

地域コーディネーター
(学校区レベル)

- ◎学校との連携・協働
- ◎住民・保護者間の連絡・調整

本部の構成3要素

- (1) コーディネート機能
- (2) 多様な活動 (より多くの地域住民の参画)
- (3) 継続的な活動

社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワークを形成した任意性の高い体制。地域の実情に応じて活動内容を選択して実施。

**重点
施策**

地域住民や学校との連絡調整を行う**地域コーディネーター**及び複数のコーディネーターと連絡調整等を行う**統括コーディネーター配置**や**機能強化**(持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等)

学校支援地域本部

- ・授業等の学習補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り等

3,000箇所



地域未来塾

学習が遅れがちなどの中学生・高校生等を対象とした地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援の充実

3,100箇所

放課後子供教室

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など

15,500箇所



放課後児童クラブとの一体型を中心とする放課後子ども総合プランの推進

家庭教育支援

- ・家庭教育支援員による相談や支援
- ・親への学習機会の提供など

1,000箇所

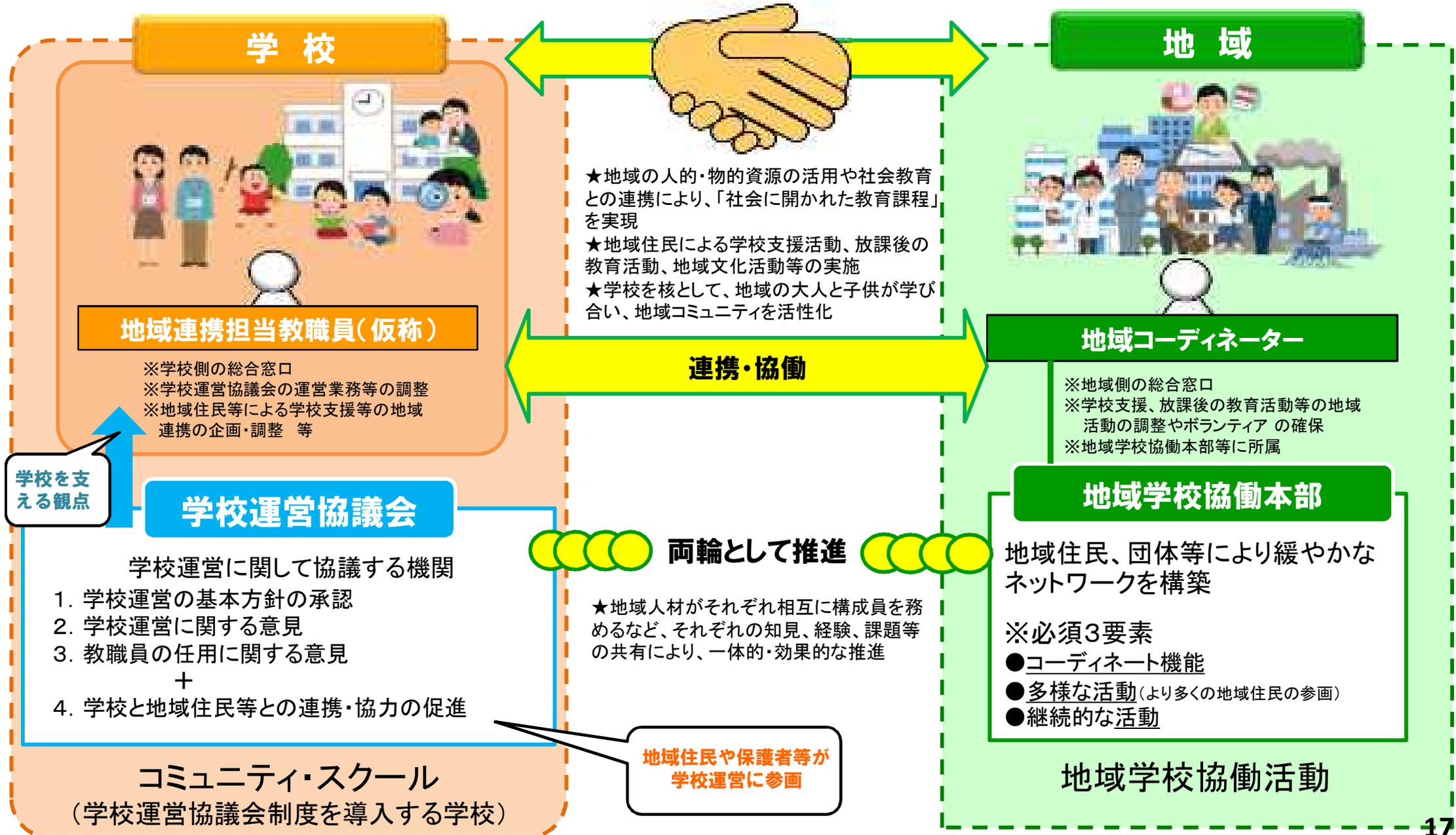
- ・スクールガードリーダーによる学校安全体制の整備等

1,800箇所

地域の実情に応じて有機的に組み合わせて実施可能

学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ）

－パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現－



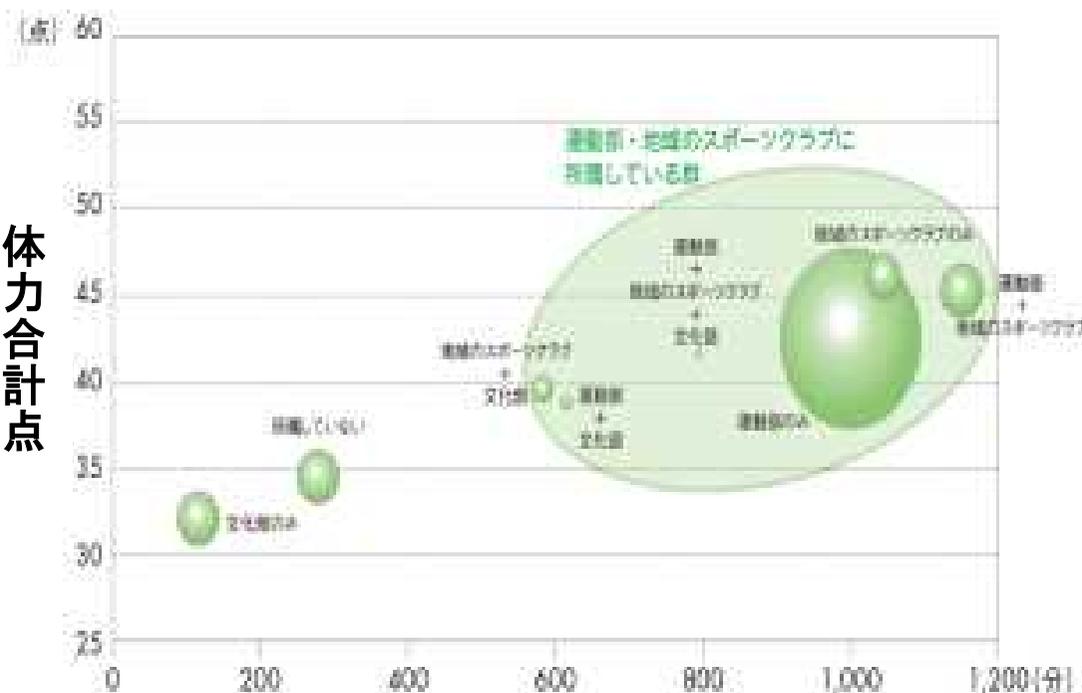
運動部活動と運動習慣、体力等の関係

運動部や地域のスポーツクラブに所属している中学生は、1週間の総運動時間が長く、体力合計点も高い。

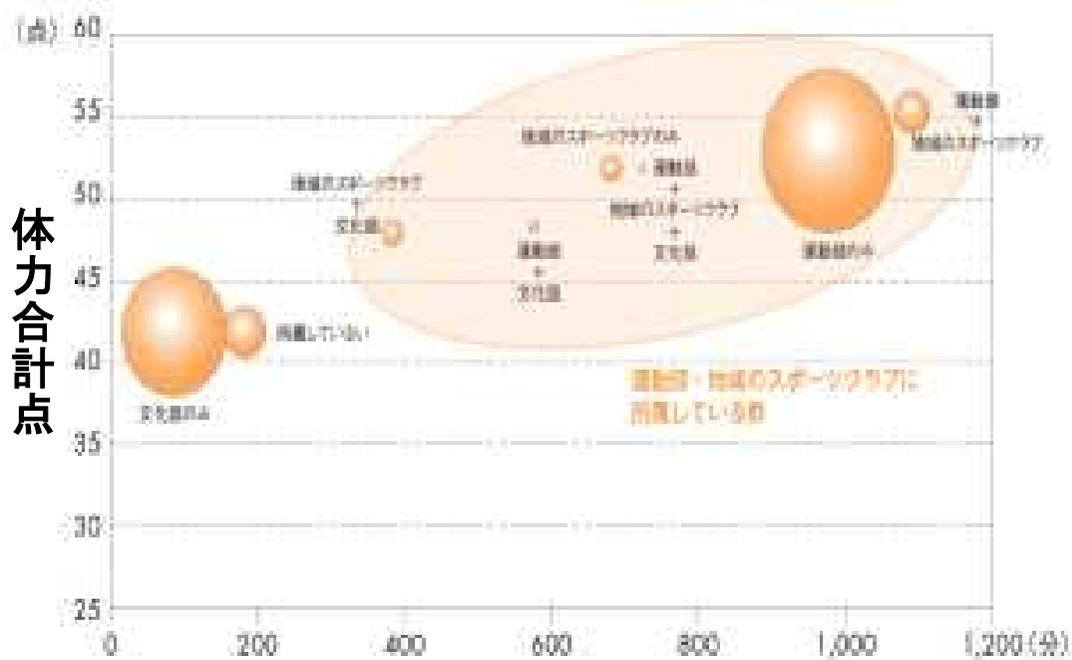
平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より（中学2年生の結果）

男子 有効回答数521,523

女子 有効回答数499,590



1週間の総運動時間



1週間の総運動時間

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より

国・公・私立学校の小学校5学年、中学校2学年の原則として全児童生徒を対象（特別支援学校、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒については、その障害の状態等を考慮して個別に参加の是非を適切に判断）

部活動の在り方に関する調査(全日本中学校長会)

(2)部活動の学校生活における効果についてお聞きします。次の項目からお選びください。【複数回答可】

ア 生徒間の好ましい人間関係の構築に資することができた。	オ 進路(進学)決定に良い成果(推薦、目標決定)がみられる。
イ 学習意欲・態度の向上に資することができた。	カ 地域への貢献や地域におけるよい評価につながった。
ウ 学校生活態度の向上・規範意識の高揚に資することができた。	キ 特に効果は上がっていない。
エ 学校の特色ある教育活動として位置付けられている。	ク その他 ()

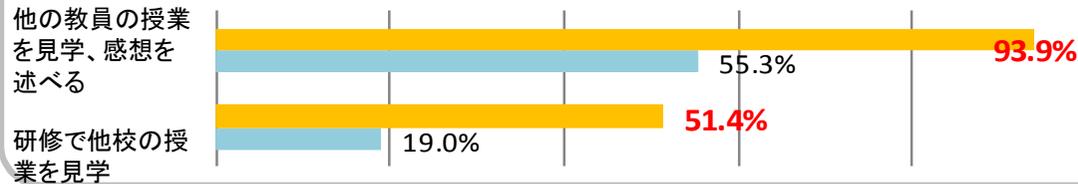


(出典)全日本中学校長会 平成27年度調査研究報告書

校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている

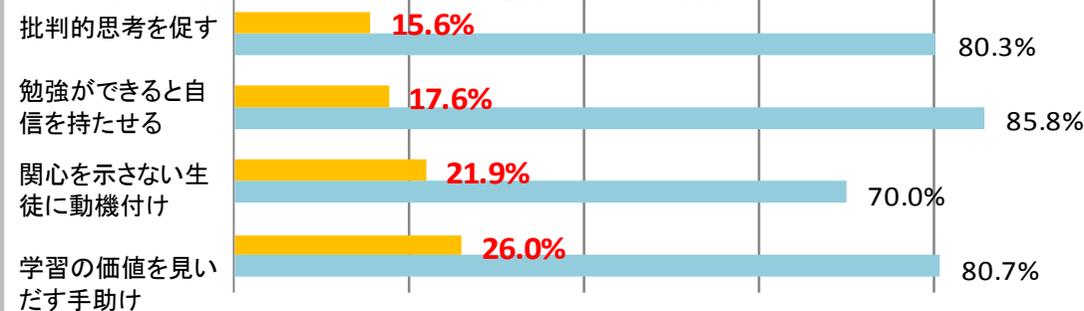
- 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

<授業見学の実施状況>

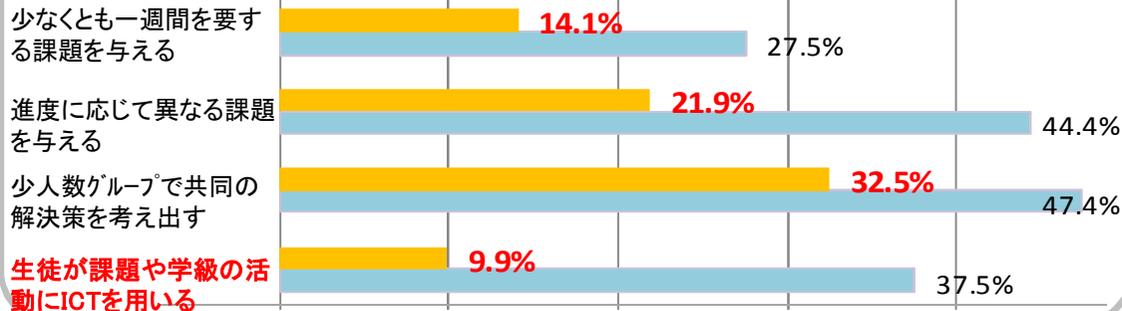


教員は、主体的な学びを引き出すことに対する自信が低く、ICTの活用等の実施割合も低い

<主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合>



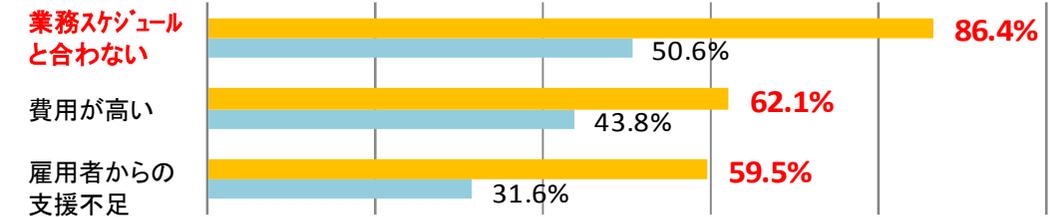
<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

- 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

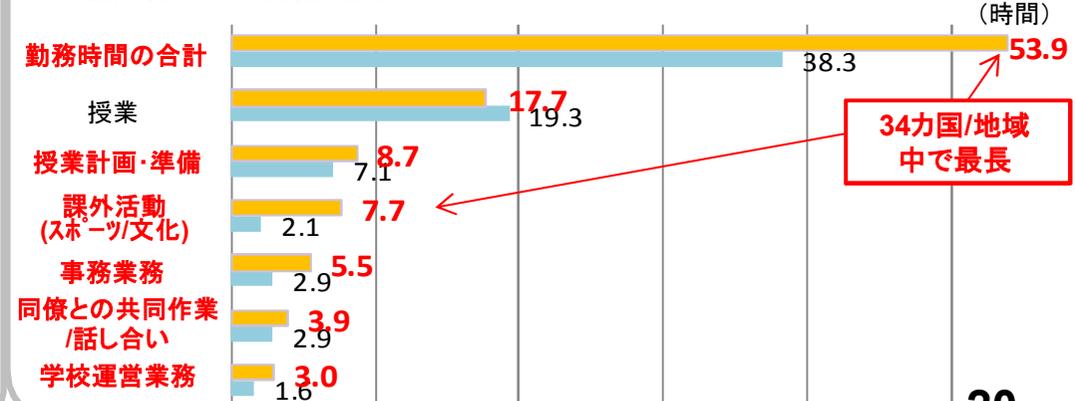
<研修参加への妨げ>



教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い！人員不足感も大きい

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。
- 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。
- 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

<1週間あたりの勤務時間>



運動部活動指導者の実情

担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

- 体育×経験あり: 「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育×経験なし: 「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- 体育以外×経験あり: 「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育以外×経験なし: 「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」



(出典)「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」((公財)日本体育協会)

公立中学校における職場体験活動の実施状況①

98%以上の公立中学校で職場体験を実施。実施学年は2年生が最も多く、実施期間は2～3日間で約70%、5日間以上は約14%

(1) 学校別実施状況(平成26年度調査時点)

※()は25年度の数字

公立中学校数	実施学校数	実施率
9,630校 (9,706校)	9,479校 (9,569校)	98.4% (98.6%)

(2) 学年別・期間別実施状況

学年	実 施 期 間							合計
	1日	2日	3日	4日	5日	6日 以上	不明	
1年生	95校 20.4%	113校 24.2%	234校 50.2%	12校 2.6%	10校 2.1%	2校 0.4%	- -	466校 5.0%
2年生	769校 9.5%	2,602校 32.1%	3,129校 38.6%	331校 4.1%	1,234校 15.2%	39校 0.5%	- -	8,104校 86.5%
3年生	113校 14.2%	255校 32.1%	344校 43.3%	36校 4.5%	36校 4.5%	11校 1.4%	- -	795校 8.5%
小計	977校 (1,052校) 10.3% (11.0%)	2,970校 (2,933校) 31.3% (30.7%)	3,707校 (3,719校) 39.1% (38.9%)	379校 (487校) 4.0% (5.1%)	1,280校 (1,315校) 13.5% (13.7%)	52校 (63校) 0.5% (0.7%)	114校 (-) 1.2% (-)	9,479校 (9,569校) 100.0% (100.0%)

※ 職場体験を実施している主たる学年(最も日数の多い学年)の学校数

※実施期間は、実際に事業所等で体験活動を行う期間とし、事前・事後指導等の時間(期間)は含めない。

公立中学校における職場体験活動の実施状況②

(3) 職場体験の教育課程等への位置付けの状況等(複数回答可)

教育課程等への位置付け		参加形態	
		原則として当該学年の 全員が参加	選択・希望者等当該学年の 一部の生徒が参加
教科の授業で実施	149校	149校	0校
	1.6%	100.0%	0.0%
総合的な学習の時間で実施	7,780校	7,768校	12校
	82.1%	99.8%	0.2%
特別活動での実施	555校	552校	3校
	5.9%	99.5%	0.5%
総合的な学習の時間で実施し、特別活動の学校行事としても読み換えている	1,039校	1,038校	1校
	11.0%	99.9%	0.1%
教育課程には位置付けずに実施	404校	388校	16校
	4.3%	96.0%	4.0%

- ※ 職場体験を実施している主たる学年(最も日数の多い学年)の学校数
- ※ 2つ以上に該当する場合は全てカウント。
- ※ 実際に事業所等で行う体験活動を対象とし、事前・事後指導等は含めない。

学校における体験活動の実施状況

◇調査対象：47都道府県より小・中・高等学校 計564校（小学校、中学校、高等学校各188校）を抽出調査

○体験活動の内容

〔単位：時間〕

	小学校	中学校	高等学校
ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動	3.3	2.8	2.5
自然に親しむ体験活動	13.3	5.6	2.8
第一次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	6.0	2.4	18.0
第二次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	1.0	3.7	6.1
第三次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	0.8	14.0	7.7
文化や芸術に親しむ体験活動	4.8	4.5	3.2
交流に関わる体験活動	4.8	2.6	3.7
その他の体験活動	2.7	2.0	3.1
計	36.7	37.6	47.1

1日5時間とした場合の実施日数

7.3日

7.5日

9.4日

○教育課程における位置づけ

〔単位：時間〕

	小学校	中学校	高等学校
特別活動	5.9	4.6	6.1
総合的な学習の時間	16.2	21.6	5.3
その他教育課程内における活動	11.4	6.8	25.5
学校管理下において教育課程外に行う活動	3.1	5.3	10.2
計	36.7	37.6	47.1

注) 数字は、小学校においては5年生、中学校・高等学校においては2年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均（1校当たり）

土曜日の教育活動の形態

「土曜授業」(下図①)

児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育を行うもの(下図①)

平成26年11月29日に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化

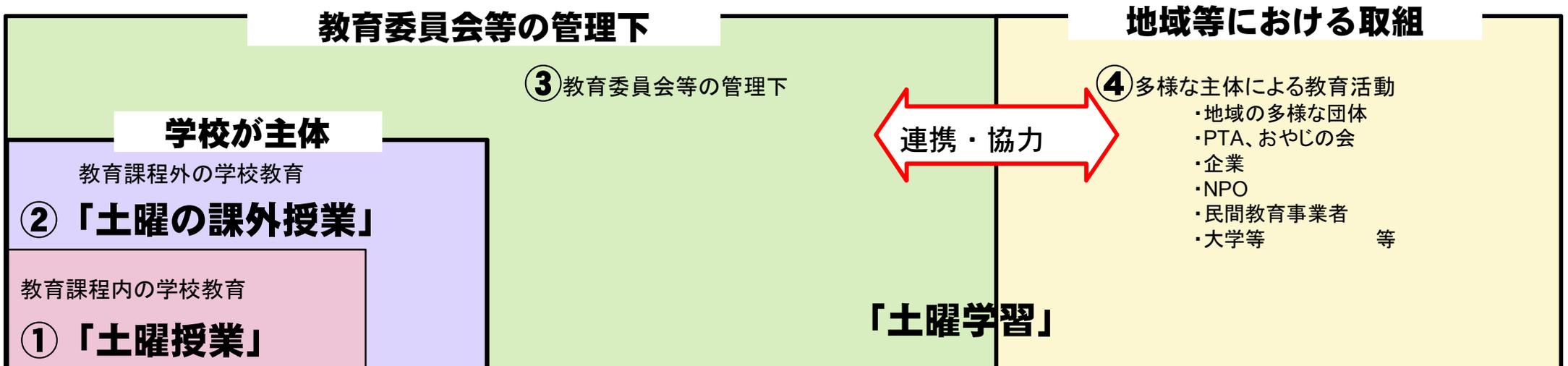
「土曜の課外授業」(下図②)

学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行うもの(下図②)

「土曜学習」(下図③+④)

教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会を提供するもの
教育委員会等主体が主体となる場合(下図③)と、地域の団体等が主体となる場合(下図④)がある

<土曜日の教育活動について>



全国の土曜日の教育活動の実施状況（平成27年度）

① 「土曜授業」 * 全員参加、教育課程内

学 校	平成27年度（実施割合）
小 学 校	4, 771校（23%）
中 学 校	2, 250校（23%）
高等学校	263校（7%）
計	7, 284校（22%）

② 「土曜の課外授業」 ※希望者等が参加

学 校	平成27年度（実施割合）
小 学 校	941校（5%）
中 学 校	556校（6%）
高等学校	1, 324校（37%）
計	2, 821校（8%）

③+④ 「土曜学習」 * 希望者等が参加

学 校	平成27年度（実施割合）
小 学 校	6, 932校（34%）
中 学 校	1, 692校（17%）
高等学校	841校（23%）
計	9, 465校（28%）

（参考：平成26年度実施状況）

学 校	平成26年度（実施割合）
土曜授業	5, 573校（16%）
土曜の課外授業	2, 913校（9%）
土曜学習	6, 585校（19%）
計	12, 730校（37%）

◆ 「土曜授業」, 「土曜の課外授業」, 「土曜学習」を いずれか一つでも実施

⇒ **約16,000校（約50%）の学校や地域で実施**

	平成27年度 いずれか一つでも実施予定	(実施予定の割合)
小 学 校	10, 448校	(51%)
中 学 校	3, 702校	(38%)
高等学校	1, 989校	(55%)
計	16, 139校	(48%)

（参考：全国の公立学校数）

学 校	公立学校数
小 学 校	20, 302校
中 学 校	9, 637校
高等学校	3, 604校
計	33, 543校

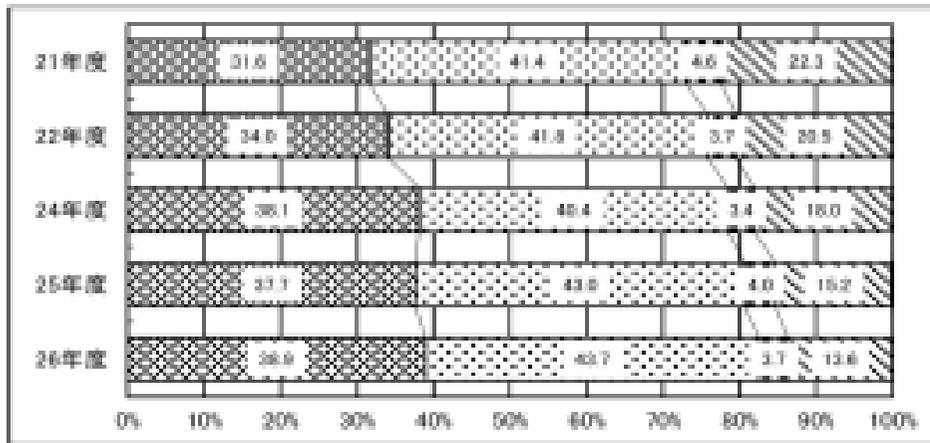
学校と家庭、地域の連携について

- 学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の方が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれると回答している学校の割合は増加傾向。
- 小・中学校とも約9割の学校が、保護者や地域の方の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果があったと回答。

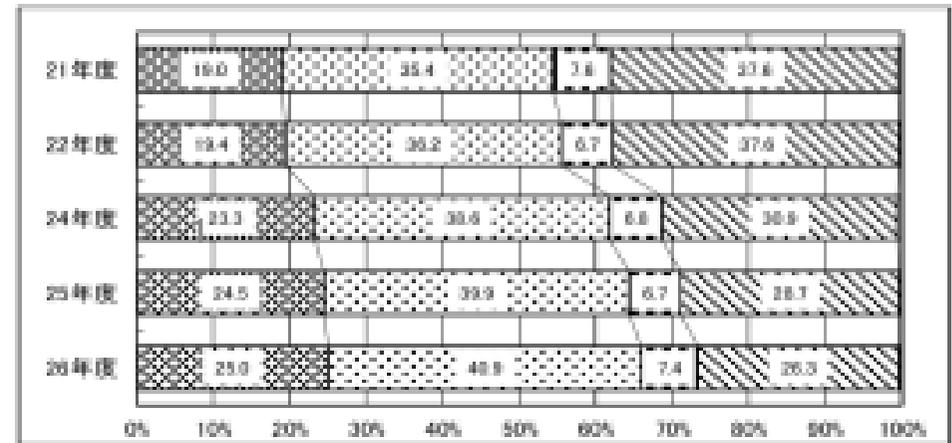
学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の方が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれますか



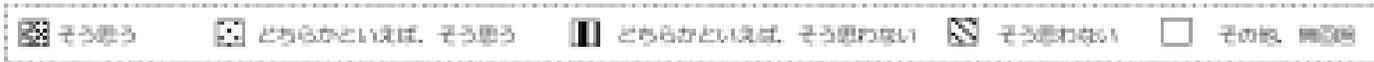
【小学校】



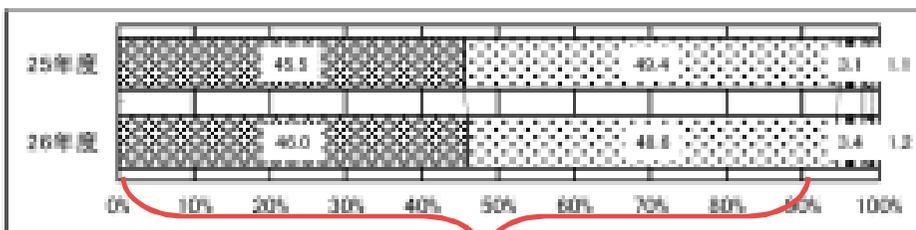
【中学校】



保護者や地域の方の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか

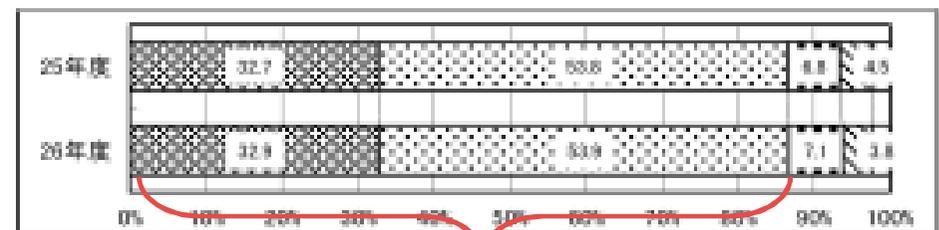


【小学校】



そう思う+どちらかといえばそう思う 94.6%

【中学校】



そう思う+どちらかといえばそう思う 86.8%

平成26年全国学力・学習状況調査(学校質問紙)結果より

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化**。
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大**。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している**。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の**専門スタッフの配置が少ない**。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点に沿って検討**を行い、**学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

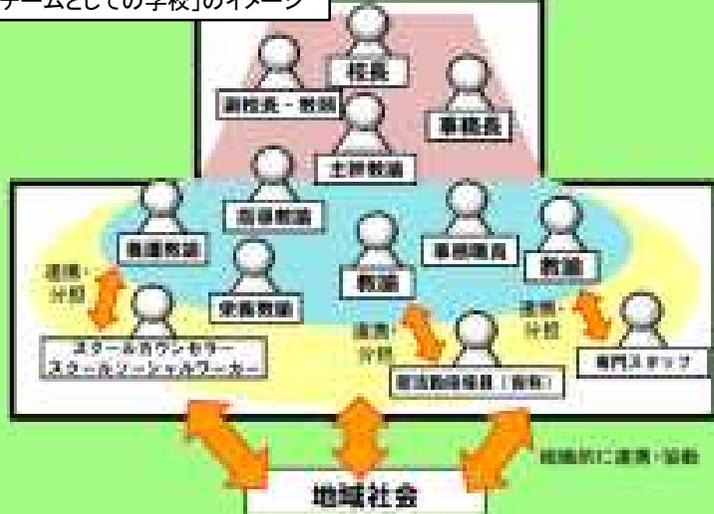
学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制を作る**ことで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようになることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮**して、**各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援